

府中市議会基本条例（逐条解説入り）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第5条）

第3章 市民との関係（第6条・第7条）

第4章 市長等との関係（第8条～第10条）

第5章 議会の運営及び体制（第11条～第17条）

第6章 補則（第18条）

付則

府中市は、多摩川や府中崖線などの豊かな環境と、古代より大國魂神社を中心に武蔵の国の「国府」として栄え、近世は宿場町として発展してきた歴史と文化のまちである。

昭和29年に府中町、多磨村及び西府村が合併し誕生した「府中市」の市制施行以来、府中市議会は市の発展とともに、地方自治の一翼を担うべき市民の代表としてまちづくりを推進してきた。

平成12年に施行された地方分権一括法により地方自治体の果たすべき役割が大きくなり、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責務も大きくなった。府中市議会としても地方自治の本旨に基づき不断の努力と改革を重ね、積極的に市民の負託に応えることが求められている。

これまでも府中市議会は、市民の代表機関として、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下で、社会の変化に対応し議会を運営してきた。

これからも合議制機関の特性を十分に生かし、意思決定機関としての責務を果たすことにより、市民全体の福祉向上を目指し、市政の課題に取り組むため、議会における最高規範として「府中市議会基本条例」を制定する。

前文は、本条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、本条例の基本的な考え方を明らかにするものです。地方議会の役割や位置づけを確認し、市の歴史的背景や基本構想、都市像、宣言などを踏まえた上で、二元代表制の一翼を担う議会の役割は、市長を初めとした執行機関と緊張関係を保ちつつ、その事務の執行を監視及び評価していくことを示すとともに、議会独自の政策の立案や執行機関への政策の提言などを積極的に行っていく決意を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、府中市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

本条文では、本条例の目的について定めています。

二元代表制の下で府中市議会とその議員がそれぞれ担うべき役割を明らかにし、議会と議員の活動に関する基本的な事項を条例として定め、本条例に基づいて機能を発揮していくことで、市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与していきます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。
- (2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。

- (3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。
- (4) 市政運営を監視及び評価すること。
- (5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。
- (6) 不断の改革を行うこと。

本条文では、議会の活動原則について定めています。

議会は議決機関として、予算及び決算、条例制定・改廃、市長等の市政運営を監視し評価する権限を持っています。

市民にとって極めて重要な決定を行う責任から、広く市民の声を把握し、公平公正で市民にわかりやすい議会運営が求められます。

互いを尊重した活発な議論と積極的な政策の提案を行うとともに、必要な改革を議会自らが常に行うべきことを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。
- (2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。

本条文では、議員の活動原則について定めています。

市民の代表である議員がその負託に的確に応えるため、特定の団体や地域のみならず市民全体のために活動すること、また、政策の立案や議会の質を高めるため、自己研鑽や調査研究を通して自らの資質向上に努めることを定めています。

(政治倫理)

第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。

本条文では、議員は、選挙で選ばれた公職の立場であることを常に自覚して日常から活動することを定めています。

(災害時の議会等の対応)

第5条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。

2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。

本条文では、議会及び議員は、府中市内に地震や風水害など多数の市民の生命及び財産に影響を及ぼす災害が生じる状況を想定して作成した「府中市議会災害対策本部設置要綱」に基づき対応に努めることを定めています。

第3章 市民との関係

(議会の公開及び説明責任)

第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

本条文では、より市民に開かれた議会を実現するために、議会の公開及び説明責任について定めています。

第1項では、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会は、原則公開するものと定めています。

第2項では、議会活動を広く知らせることを定めています。府中市議会は、さまざまな手法を用いて会議の議事録、政務活動費などの情報を公開しています。

(市民と議会との関係)

- 第7条 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。
- 3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

本条文では、市民と議会との関係について定めています。

第1項では、議会又は議員は、市民との意見交換の場を設けることによって市民参加の機会を広げ、市民の多様な意見を議会の討議に反映させることを定めています。

第2項では、請願、陳情について、誠実に審議することを定めています。府中市議会では、提出者による趣旨説明の機会を設けています。また、陳情は、請願と同様に取り扱っています。

第3項では、議会の機能強化として、議会からの条例提案など政策の立案及び提言を行う際には、必要に応じて市民との懇談などを通じ、意見を聴く機会を設けることを定めています。

第4章 市長等との関係

(市長等と議会の関係)

- 第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。

本条文では、市長その他の執行機関及びその職員と議会との関係について定めています。

第1項では、二元代表制の下、市長等との関係について緊張感ある関係を保ち、議会は市長等の事務執行の監視及び評価を行い、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を求めることができることを定めています。

第2項では、市長等が説明する政策や事業について、その概要や予算だけでなく、その形成過程（政策などの発生源・背景、総合計画における根拠、政策などの実施に関わる財源措置及びコストなど）の説明を議会が求めることにより、審議などの水準を高めることを定めています。

（質疑等の形式）

第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。

2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。

本条文では、質疑などの形式について定めています。

第1項では、議員は、議案などの審査に当たり、論点を整理し明瞭でわかりやすい質疑を行うことを定めています。

第2項では、議員は、議会の会議において、市長等に対し市政の課題全般について一般質問などを通じ、質問を行うことを定めています。なお、府中市議会では、一般質問については一括質問方式と一問一答方式があります。

（議決事項の追加）

第10条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の

議決すべき事件として定めることができる。

本条文では、議決事項の追加について定めています。

地方自治法第96条第1項では、議会の議決事件として15項目を挙げ、第2項では、それ以外に条例を定めて、議決事件を追加することができる定められています。本条は二元代表制の立場から議会の監視機能と議決権を強化するため、議決事件の追加を定めています。

現在、別の条例で議決事件としている「名誉市民の選定、称号の取り消し」（府中市名誉市民条例）や「府中市総合計画基本構想の策定、変更」（府中市総合計画条例）などがあります。

第5章 議会の運営及び体制

（会期及び回数）

第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。

2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月府中市条例第19号）に定めるところによる。

本条文では、会期及び回数について定めています。

定例会の回数は、「府中市議会定例会の回数に関する条例」により年4回と定められています。会期は議会運営委員会に諮り本会議で決定します。

（討議の原則）

第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。

本条文では、討議の原則について定めています。

第1項では、議会は意思決定機関としての議決責任を果たすために、議案提出者に対する質疑を中心とした議論の場を保障することを定めています。

第2項では、議会が合議制の機関であるという特性を十分に発揮するため、委員会を中心に議員間で自由闊達な議論を行うことができると定めています。

(定数)

第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例（平成12年3月府中市条例第21号）により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。

本条文では、議員定数とその改正について定めています。

府中市議会では定数は「府中市議会議員定数条例」で30人と定められています。定数は諸般の事情を考慮して定められ、議員定数改正に当たっては市民の意見などを十分に考慮した上で定めるものと規定しています。

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する2人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、調査研究並びに政策の立案及び提言に努める。

3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。

本条文では、会派の構成及び役割を定めています。

会派は政策の立案などに努め、市民の負託に応えるべく会派間で調整を行い、合意形成に努めるとしています。

(議会事務局)

第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

本条文では、議会事務局について定めています。

議会がその機能を十分に発揮するために議会事務局の体制整備の充実を定めています。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実を努め、これを活用する。

本条文では、議会図書室について定めています。

府中市議会には議会図書室が設置されています。議員の調査研究、政策の立案などに資するため図書資料の充実を図ることを規定しています。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。

本条文では、議員報酬について定めています。

議員報酬とは、地方自治法第203条に基づき、議会の活動、議員の活動への対価として地方議員に支給されるものです。府中市議会では「府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に定められています。議員報酬の改定を行う場合、府中市特別職報酬等審議会などの多様な意見を聞くこととしています。

第6章 補則

(条例の検証等)

第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

本条文では、議会全体で条例の目的が達成されているかどうか不断に検証し、必要に応じて適切な措置を講ずることを定めています。

議会全体で不断に検証することの具体例として、議員の任期中に1回、任期の後半に検証を行うことを、令和7年11月27日の議会運営委員会で決定しています。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。